

平成18年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年6月28日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 5 8 号から議第 6 7 号及び議第 7 2 号から議第 7 5 号並びに請願第 1 号から請願第 4 号まで
(野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例他 1 7 件)
各常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第 4 意見書第 1 号から意見書第 3 号まで
(野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書(案)他 2 件)
提案者説明、質疑、討論、採決
- 第 5 防災防犯対策特別委員会調査報告

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、24 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6 月 20 日と同様であ

り、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 19 番、原田薫君、第 20 番、田中榮太郎君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 58 号から議第 67 号まで及び議第 72 号から議第 75 号まで、並びに請願第 1 号から請願第 4 号までの 18 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

15 番 (小島 進君) 皆さん、おはようございます。15 番、小島進でございます。

去る 6 月 16 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、6 月 21 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 58 号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議第 59 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 60 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 62 号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議第 63 号中主町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例、議第 64 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号) 中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 65 号工事請負契約について (コミュニティセンターひょうず新築工事 (建築主体工事)) 以上の 7 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 58 号、議第 60 号、議第 62 号、議第 63 号、議第 64 号、議第 65 号については、採決の結果、全員賛成により、また、議第 59 号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 3 号郵政民営化前は県内で 53 の集配郵便局のうち 11、民営化後は 20 前後の集配業務廃止を中止し、集配業務の存続を求める請願については、採決の結果、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告とい

たします。よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る6月16日、20日の両日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、6月22日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました結果についてご報告いたします。

議第61号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第64号平成18年度野洲市一般会計予算（第1号）中、歳出の部、民生費、衛生費、教育費、並びに関係する歳入、議第72号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、議第73号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（建築本体工事））、議第74号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（厨房設備工事））、議第75号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（電気設備工事））、以上の6議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審議をいたしました結果、議第61号、議第64号、議第73号、議第74号、議第75号については全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第72号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号教育基本法の「改正」（案）について慎重に審議をするよう求める請願については、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

10番(田中良隆君) 皆さん、おはようございます。10番、田中良隆でございます。

去る6月16日の定例会におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査をするため、6月26日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告いたします。

議第64号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第1号)中、歳出の部、土木費、並びに関係する歳入、議第66号市有地の交換について、議第67号市道路線の認定について、以上、補正予算関係1件、その他2件、合計3件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、全員賛成にてすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「最低賃金の引き上げ」を求める請願及び請願第2号「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇実現」を求める請願については、双方とも賛成ゼロにより、不採択とすべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長(荒川泰宏君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第58号から議第67号まで及び議第72号から議第75号まで、並びに請願第1号から請願第4号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第58号野洲市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 8 号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 5 9 号野洲市税条例の一部を改正する条例については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第 1 8 番、小菅六雄君。

1 8 番 (小菅六雄君) 野洲市税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は地方税法の改正に伴うものでありますが、主なものは所得税から個人住民税、約 3 兆円の税源移譲が 0 7 年から実施されるにあたりまして、個人住民税をこれまでの 3 段階から一律 1 0 % にするというものであります。例えば、所得 2 0 0 万円以下の層は税率 5 % が 1 0 % になります。所得税の減税が同時に行われ、トータルでは変わらないという状況になりますが、しかし、住民税税率を一律にするということは、これまでの直接税中心、生計費非課税、累進税という民主的な税制ではなく、所得再配分機能を否定するものであります。その中で、耐震改修のための控除の創設もありますが、実効性に乏しい面もあります。一方、地震保険控除の創設もありますが、これは火災保険のみ加入している方は控除がされず、増税となります。

以上、問題点を述べましたが、戦後日本が採用してきました累進税を根本から否定する内容を含んでおり、賛同できるものではありません。よって、本条例改正案には反対するものであります。

議長 (荒川泰宏君) 第 4 番、内田聡史君。

4 番 (内田聡史君) 4 番、内田聡史でございます。

ただいま議題となっております議第 5 9 号野洲市税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今回の条例改正は国の三位一体改革の一環として、国庫補助負担金改革の結果を受け、おおむね 3 兆円の税源移譲を所得税から住民税への恒久措置として行うものです。その具体策としまして、所得税の減税を行い、納税者の負担が変わらない形で個人住民税の所得割を 1 0 % 比例税率化することになり、5 % の税率が 1 0 % に引き上げられる一方で、1 3 % の税率が 1 0 % に引き下げられることとなります。こうしたことから、比較的 1 人当たりの税収の低い地域は移譲による税収の増加率が高くなり、逆に、高額所得者の割合が

大きい地域は税収の増加率が低くなり、各市町村間の税源の偏在度が縮小する形で移譲されることとなります。また、これまでの所得に対し累進的な税負担から一律に所得に比例した税負担になることから、これまで以上に受益と負担の関係が明確になると共に、負担分任という個人住民税の性格にもふさわしい改革と言えます。さらには、累進税率から比例税率に変更されることにより、税収が景気の変動に左右される度合いも小さくなり、税収の安定性を備えた地方税体系の構築にもつながるものと考えられます。

いずれにいたしましても、税源移譲は地域の主体性を高める第一歩であると確信いたしておりますので、行政当局におかれましては市民の多様なニーズを的確に把握し、これまで以上に市民のための健全な財政運営に努められ、主体的で自立的な行政運営が図られることを希望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第59号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第60号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 1 号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 2 号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 2 号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 3 号中主町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 3 号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 4 号平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号) については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はそれぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 4 号は、それぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 5 号工事請負契約について(コミュニティセンターひょうず新築工事(建築主体工事)) については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 5 号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 6 号市有地の交換については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 6 号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 6 7 号市道路線の認定については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 7 号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 2 号休日急病診療に関する事務の委託の廃止については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第 1 7 番、野並享子君。

1 7 番 (野並享子君) おはようございます。議第 7 2 号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、反対討論を行います。

来年 4 月から、守山野洲休日急病診療を廃止するための議決です。この休日診療には、守山市が 1 , 2 0 0 人、野洲市が 3 4 0 人、その他合わせて全体で 1 , 7 0 0 人が利用しており、5 7 % が小児科での受診であることや、今後診療報酬だけで賄うことができるので、両行政から税金を出すのをやめる、これまでも県から廃止を言われてきたなどと、委員会で当局の説明で明らかになりました。こうした中での今回の議決は、地域医療の根幹をなす問題を含んでいます。野洲病院での日曜診療の小児科が廃止されないという保証の

ない中で休日急病診療を廃止したなら、野洲市民にとって休日に小児科を診てもらうところがございます。野洲市民の方が済生会や草津総合病院など、遠いところまで行かなくてはなりません。この件について当局は、守山市民病院で守山・野洲の医師会が引き続き休日急病診療をされるから、そこに行けばよいという発言をいたしました。340人といえば少ないと思われるかもしれませんが、しかし、小児科の休日急病の場合、入院という場合も少なくありません。遠いところに入院したなら、家族は大変です。小児科の場合、母親も付き添わなくてはならないからです。また、野洲病院の経営上からも大問題です。これまで、入院体制のない休日急病診療のために、入院は野洲病院や守山市民病院や成人病センターが担ってきました。野洲市民にとっては、通うことの便利な野洲病院に入院することができました。しかし、守山市民病院で休日急病の診療が行われたならば、すべて守山市民病院での入院となります。野洲病院にとっては、診療報酬が減ることになります。さらに、小児科の日曜診療もなくなれば、経営上大変になります。これは、野洲市にとって大問題です。今回、委託を廃止するというのを先に決めるのではなく、野洲病院での小児科の休日診療存続の確約がとれてから結論を出すべきです。県から言われているのではなく、野洲市として地域医療を守り、市民に安心をしてもらうことを優先すべきではないでしょうか。守山・野洲の医師会によって、守山市民病院で休日急病診療をするのではなく、野洲病院で休日急病診療を引き受けるぐらいの構えが必要ではないでしょうか。よって、本議案に対する反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 6番、藤村です。議第72号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、賛成の立場で討論を行います。

守山野洲休日急病診療所は昭和53年12月に開設され、以来27年にわたり、休日等における救急患者の初期診療が行われてまいりました。

しかし、守山市、野洲市を含む湖南保健医療圏域では救急告示医療機関が増加している中、守山野洲休日急病診療所はエックス線や血液検査体制がないこと等から、少しでも入院検査設備の整った病院で医療を受けたいと希望する市民が増加している現状があります。このようなことから、利用者も開設当初は1日平均40人強でありましたが、近年では20人前後となり、利用実績は減少傾向にあります。

また、平成16年2月に滋賀県が滋賀県救急医療体制検討委員会を設置されました。救急医療体制の基本的なあり方について検討され、「休日急病診療所については、診療・検査

体制が不十分なことから、住民のニーズを満たしているとは言い難く、救急告示医療機関の救急患者の受け入れ体制や患者の受診動向等を総合的に勘案いたしましたなら、診療所を設置した当初の役割は終えたものと考えられる。今後は、設置主体の市町等が中心となって検討を行うべきである」という報告がまとめられております。

この滋賀県の報告を踏まえまして、平成17年7月に守山野洲休日急病診療所のあり方を検討する委員会が立ち上げられ、4回の検討会で本年の10月1日から廃止する、後医療は守山野洲医師会、並びに滋賀県薬剤師会守山支部の協力を得て守山市民病院で確保するとの報告が出され、本年2月の守山野洲休日急病診療所運営委員会です承されたと聞いております。野洲市では小児科の日曜診療が野洲病院しかない、このような現状で、5月に野洲病院の小児科日曜診療について、滋賀医大から医師派遣ができない旨の話があり、野洲病院が困っておられる。このことが、議案を複雑にしておりますが、私も私どもの会派も野洲病院の小児科日曜診療を望む立場ではあります。しかし、今回の案件につきましては、本年2月の守山野洲休日急病診療所運営委員会を受けて、休日急病診療に関する事務の委託の廃止について守山市と協議することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。先ほども申し上げましたように、守山野洲休日急病診療所の廃止に伴い、後医療が守山市民病院で確保されること、また湖南保健医療圏域において救急告示医療機関の増加により救急医療体制も充実してきたこと、また、さらには、湖南広域行政組合が実施する日曜日、祝日、振替休日、年末年始の24時間診療及び平日・土曜の夜間早朝診療を行う小児救急診療体制が整備されていることなど、一定の対応が進められております。これらを考慮いたしまして、ただいま議題となっております議第72号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第72号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第73号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（建

築本体工事))については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第73号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号工事請負契約について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(厨房設備工事))については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第74号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第75号工事請負契約について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(電気設備工事))については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第75号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「最低賃金の引き上げ」を求める請願については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第18番、小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) 請願第1号「最低賃金の引き上げ」を求める請願についての賛成討論を行います。同時に、第2号の「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇実現」を求める請願についても同様の趣旨ですので、あわせて賛成討論を行います。

この2つの請願は、いずれもパートタイム労働者・有期契約労働者など、非正規労働者の労働条件、また賃金の改善を求めたものであります。内容につきましては、請願書本文にも書かれておりますので多くは語りませんが、今日置かれている労働条件の改善は急務と言わなければなりません。例えば、今働く人々の現状は、正規労働から非正規労働者への置きかえが進んでいます。今や、全労働者の3人に1人が非正規労働者であります。このことは、政府の統計資料でも明らかでありまして、総務庁の調査では、2001年2月では正規雇用労働者は3,640万人、これが2005年の3月では約300万人も減り、3,333万人となっています。一方、非正規労働者は、同じく2001年では1,358万人が、2005年には1,591万人と急増しています。中でも深刻なのは15歳から24歳までの若者の非正規労働者比率は48.2%と、実に2人に1人が不安定雇用に追いやられています。近年、このような事態になぜなったのか、これを見る必要があると思います。今、政府が、景気は回復基調ということを繰り返し強調しています。しかし、これは大企業中心の景気回復なるものでありまして、正規労働者のリストラ、合理化を進め、その一方で安上がりのパートや臨時・派遣・請負への置きかえを進めたことにあります。

2点目には、1985年に制定された労働者派遣法にあります。これ以前は違法とされていた労働者派遣が合法化されました。この法律は2004年には一層改悪され、特定の業種であった派遣が製造業にも拡大され、これまでの雇用形態が一変、企業自身が採用していた労働者を派遣労働者にかえ、非正規労働者が急増する結果となりました。先に言いましたように、今日の深刻な事態、低賃金や不安定雇用を政府自身が押し進めてきた結果にあります。よって、本請願にも述べられていますように、労働法制を労働者の適正な労働条件、能力確保、あるいは福祉の増進が図られるように改善することは重要であります。同時に、余りにも低い正規労働者の賃金引き上げは必要であります。ご承知のように、日本のパート労働者の労働条件や賃金は、世界各国と比較して非常に低い賃金であります。これも、厚生労働省の調査で男子の正規労働者の賃金を100としますと、女性の正規労働者は67%、男子のパート労働者は41%、女性パートに至ってはわずか37%、3分の1の低さであります。また、最低賃金そのものも比較しますと、ヨーロッパ各国の最低賃金は労働者の平均賃金の50%と言われております。ところが、日本は27%と非常に低いのであります。請願に書かれておりますように、最低賃金の引き上げは当然の願いだと思えます。

以上、述べましたように、この2つの請願は野洲市においても多くの労働者の願いに応えるものと考えます。しかし、これを審議した先の26日の委員会審議では、国でも検討されているというだけで、委員会として全く審議することなく不採択になったことは、残念であり遺憾であります。私は、本請願を採択することに賛成すると共に、今後におかれては、市民の代表としての議会審議機能を果たされることを求め、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

環境経済建設常任委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇実現」を求める請願については、請願第1号で討論をされ、他に通告はないので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

環境経済建設常任委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第2号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第2号は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号郵政民営化前は県内で53の集配郵便局のうち11、民営化後は20前後の集配業務廃止を中止し、集配業務の存続を求める請願については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 請願第3号についての賛成討論を行います。

本請願は、現在、日本郵政公社が郵政民営化に向け、全国多くの郵便局の集配業務を廃止、統合しようとしている計画について、これを行わず存続することを求めたものであります。

請願に書かれておりますように、郵政公社は全国に4,705ある郵便局の集配局を、民営化後に1,088の統括センターに統廃合する再編案を進めようとしています。もし、このような方向で推進されるとするならば、明らかにサービスは後退し、地域間格差が大きくなります。民営化の前に、公社が966局の集配業務を近隣の局に統廃合することは早くから明らかになっていましたが、計画では民営化後、さらに統廃合を行うという2段階の計画であります。そこで問題は、今回の案では地方ほど削減幅が大きいことではありません。都市部の東京では108局から89局と、削減幅は82.4%です。ところが、例えば北海道では、現在の12.8%しか残りません。同じく、東北は13.7%であります。近畿地方でも474局ありますが、これを180の局にと38%まで減らす計画であります。

さらに計画では、郵便の集配業務だけではなく、貯金簡保の外務業務もあわせて統廃合されることになっています。先の総務委員会の審議では、集配業務の廃止だけ、貯金簡保のサービスは残るとの議論がありましたが、決してそうではありません。外務業務廃止は大きな影響が出ます。

そもそも、郵便局が地域で重要な役割を果たしていることは、近年の郵政国会でも政府自身が繰り返し強調してきました。竹中総務相は、郵政民営化担当大臣の当時、集配特定局というのは、いわゆるネットワーク価値の中で見ると、非常に地域の中心的な役割を担っているということから、このネットワーク価値は大きいと答弁していたのであります。

にもかかわらず、これに逆行する計画は許されないと考えます。請願にも書かれておりますが、郵便局というのは車に乗れない老人の年金受給から、1人暮らしのお年寄りの声かけ、子どもの見守り、あるいは道路の破損の見守りなど、地域社会を支え、住民生活に欠かせない存在であります。例えば、本市の場合、中主郵便局をはじめ3局の特定郵便局がありますが、そのうち中主郵便局では集配業務を行っていますが、もし、これが廃止されるようなことを仮に想像しますと、大変な不安を感じます。そうでなくても、過去には農協の合併、そして2町合併で町役場が分庁舎になるなど、いわゆる公共施設がだんだんなくなってきています。形態が変わってきています。このようなことは、いずれ過疎化に拍車をかけ、地域間格差を広げることにつながるのであります。私は、このようなことは

市民は決して望んでいないと思います。

なお、この件では、現在県下で開催されております 6 月定例市町議会でも変化が起こっています。虎姫町議会では、請願が採択されています。長浜市では趣旨採択、いずれも多くの保守系自民党議員の皆さんも賛成をしています。また、近隣市では、不採択にはなりましたが東近江市では 10 名が賛成、栗東市でも 9 名、湖南市でも 5 名など、紹介議員となりました日本共産党議員と共に賛成をしています。このように、本請願は主義、主張、党派を超え、我が町の郵便局を守ってほしいという市民、町民をはじめ、この願いに応えている郵便局関係者の切実な願いを反映しているものであります。本請願の行方は、市民のみならず地域を支え貢献している郵便局関係者の皆さんも、大変な関心を持っておられます。

以上、本請願を採択すべき内容であることを述べましたが、先の総務委員会では集配局の廃止を認める立場から本請願を不採択にされましたが、いま一度、市民の立場から検討されることを求めまして、請願の賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

総務常任委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 3 号は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第 3 号は、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 4 号教育基本法の「改正」(案)について慎重に審議するよう求める請願については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第 17 番、野並享子君。

17 番（野並享子君） 請願第 4 号教育基本法の「改正」(案)について慎重に審議するよう求める請願について、賛成討論を行います。

教育基本法の改正につきましては、国会で継続審議となりました。しかし、次の国会では審議されます。意見書の、「今国会では採択せず」ということは今そのような現状になっておりますが、その続きにあります「国民的議論をふまえて審議を尽くすことを求める意見書を」と書かれていることは、現時点でも言えることであります。小泉首相でさえ、愛

国心を通知表で評価することは、率直に言って評価するのは難しいと言いました。こういう項目は持たなくてもよい、とも答弁をいたしました。また、文部科学大臣は、A B Cをつけるなんてとんでもないとまで述べました。これは重大な答弁であります。現在審議されている法案、第2条の教育の目標で、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする、とあります。5項目めに、国と郷土を愛する態度を養うこと、とあります。この5項目めがどこまで達成できたか、到達をはかる必要が出てきます。しかし、A B Cをつけるなんてとんでもないということは、そもそも、目標に掲げる法案に欠陥が出てきているのです。

現在の教育基本法では、第2条で、教育の方針で、自他の敬愛と協力によって、とあります。自分も他人も尊敬し、大事にするということでもあります。文教福祉常任委員会で、ある議員から、愛国心とは、隣人を愛するという素朴な気持ちなのだから、とりたてて政治的に見るべきではないと言われましたが、それなら、今の教育基本法で十分ではないでしょうか。

大堀教育長に、もし仮にこの教育基本法ができ、通知表に愛国心の態度の評価が加えられたとしたら、野洲市でやめることができるのかと尋ねましたところ、県教委の意向もあるので野洲だけでは判断できないと言われました。結局、国が決めたなら末端まで押し付けられるということが起こり得るのです。愛国心だけでも、議論百出という状況なのでから、その他の項目も多々議論があるところであります。

以上の状況から、国民的な議論を十分する必要があります。教育の憲法とまで言われている教育基本法を数の力でごり押しすることは教育的ではありません。よって、本請願を採択し、国に意見書を上げるべきであり、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

文教福祉常任委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

請願第4号は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第4号は、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

暫時休憩いたします。再開を午前10時10分といたします。

(午前 9時51分 休憩)

(午前10時09分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、意見書第1号から意見書第3号まで、野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書(案)他2件を一括議題とします。

それでは、意見書第1号について、提出者の説明を求めます。

第23番、河野司君。

23番(河野 司君) 河野司でございます。

野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書(案)を朗読いたしまして、趣旨説明といたします。

道路は、市民の日常生活や経済、また社会活動を支える最も基礎的な基盤施設でございます。活力があり、安全で安心なまちづくりの実現には、基盤施設である道路を計画的に整備・充実することが重要である。しかしながら、本市内の道路整備水準は、いまだ不十分であり、地域の交流と連携を進める国道8号野洲栗東バイパスをはじめ、大津湖南幹線、そして、(仮称)湖南東近江広域幹線道路や、日常生活を支える県道及び市道の整備促進、バリアフリー化、また、停滞解消による沿道環境保全、交通安全対策等、計画的かつ緊急的な道路整備の推進が強く求められているところでございます。

これらを今後も着実に推進していく上で、道路財源の確保は不可欠でございます。昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められておりますけれども、本市の実情からすれば、地方の道路整備が着実に推進できる方向で議論されることが重要です。このため、次の事項について特段の配慮がなされるよう、強く要望いたします。

記。

1、道路特定財源については、制度の趣旨を踏まえ、道路整備に充てる財源として確保すると共に、地方への税源移譲も含め、その配分割合をふやすなど、地方における道路整備を着実に推進できるよう充実を図ること。

2、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことを踏まえ、19年度予算編成においては、受益者負担金に基づく道路特定財源により、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、ご賛同よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第2号及び意見書第3号について、提出者の説明を求めます。

第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第2号医療制度の改善を求める意見書につきまして、説明をする前に一言申し添えておきます。

野洲市議会の議会運営委員会の申し合わせの中で、意見書に関して、議会開会の前の議会運営委員会の前日が締め切りとなっております。5月30日に締め切られました。それでないと議案にならないというこの申し合わせに対して、これまでこの申し合わせ事項の検討のときに、意見書はいつでも出せるようにすべき、議会開会中ならいつでも意見書を出せるようにすべきだと発言をいたしました。この意見が取り上げられませんでした。今回、意見書は、現在今の時点と非常にずれた意見書案となっております。こういうことが生じたのは、議会運営委員会の申し合わせ事項に問題があります。今後、この申し合わせ事項を改定されることをまず最初に申し述べておきます。

昨年12月1日、政府与党が決定した医療制度改革大綱は、医療給付費を7兆円抑制するとしています。これは、高齢者への負担が中心となっております。その内容は、長期入院の食費、ホテルコストの負担増、これは守山市民病院に現在あります療養型病床に入院している人に対して、食費・居住費が保険適用から外されて、全額自己負担となります。これは今年10月から導入され、入院で9万円になります。また、2008年からは、65歳から69歳にまでも拡大され、その場合の入院費は13万円を超えるとされております。さらに、2008年度から実施ですが、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割への負担増、そして、70歳以上の現役並みの所得者は2割から3割への負担増、これは今年8月から実施され、野洲市で90人が対象だということは、3月の特別会計で当局からの答弁でございました。

高額療養費の引き上げがさらにされます。さらに、財源構成を公費約5割、現役世代からの支援約4割、高齢者からの保険料1割とする、新たな高齢者医療制度をつかって、これは2008年4月1日から実施とされています。75歳以上のすべての人250万人、野洲市では3,380人が対象ということが3月の特別会計での答弁でございました。

こういった方々から、保険料を年金から徴収するなどということになっていきます。これ

らが法案化され、第164回通常国会に上程をされておりました。提出を私たちがいたしましたのが、5月30日の時点ではまだ国会で議論中でした。それが、6月14日参議院で、自民、公明の賛成で可決成立をいたしました。これは現在の国民、市民生活の実態から見ても、命と健康を奪い、新たな負担増という厳しい痛みを強いるものとなります。そこには国民の生活と健康を支え、安心できる生活を保障するという社会保障の理念が欠落しています。

厚生労働省の医療制度構造改革案では、国民皆保険制度を堅持するとしています。しかし、医療費の一定額まで保険対象外とする保険免責制度は、必要な医療はすべて保険で受けられるという国民皆保険制度の根幹を崩すものとして、断じて容認はできません。この保険免責制度については、今回の改正では導入がされませんでした。しかし、製薬会社が求めておりますので、今後、これは出てくる可能性がございます。また、病気やけがなどで公的保険が適用されない保険外診療（自己負担）と、保険が適用される保険医療との併用を認め、その拡大を行おうとしています。これがいわゆる混合診療でございます。2008年4月1日から実施ということで国会で可決されております。

医療費抑制と新たな負担に反対し、誰もが安心してよい医療が受けられるよう、社会保障としての国民皆保険制度を守るため、下記の事項を求めます。

記。

1、これ以上の国民及び県・市町村に負担を強いる医療改革は行わないこと。

2、高齢者の窓口負担増、高齢者の長期入院の室料、食費の全額自己負担、これは先ほど言いましたように療養型病床で10月から実施され、2008年から、65歳から69歳まで拡大されるという問題です。こういった新たな高額負担、そしてまた、新たな高額療養医療制度の創設など、高齢者に新たな負担増を強いる医療改革は行わないこと。

3、高齢者をはじめ、一般の人たちにも負担増を強いる高額療養費の引き上げは行わないこと。これは、一定所得以上の人に対しての人工透析は、現在の2倍になると言われております。

4、新たな負担強化につながる混合診療の拡大は行わないこと。

こういった問題は、既に国会で可決されておりますが、しかし、今年8月からとか、10月からとか、また、2008年4月からの実施ということで、まだ現時点では実施がされておられません。地方自治体から意見書を上げていくべきであります。昨年12月に政府与党が決めたことが、半年の間の国会で可決をされ、国民に痛みを押し付けるというやり

方は、とても納得できるものではございません。多くの医師会などから、医療難民が出ると言われております。政府与党が全国各地の公聴会で、政府与党側の公述人でさえも、こういった批判の声が上がっております。

こういう中で、意見書を採択し、国に対してきちっと、地方の意見、住民の意見、国民の意見を上げていくべきだと考え、意見書案の提案とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） すべての提出者の説明が終わりました。

これより、意見書第1号から意見書第3号までについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書第3号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、意見書第1号から意見書第3号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。再開を午前10時30分といたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時30分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子君。

17番（野並享子君） 介護保険の説明、抜かしてました。説明します。

議長（荒川泰宏君） 発言を許します。

17番（野並享子君） 意見書第3号介護保険制度の改善を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

昨年（第162回通常国会）において、介護保険見直し案が成立しました。10月1日か

ら、施設入所、ショートステイ、デイサービス、デイケア利用者にホテルコストとして、居住費・食事代の自己負担が導入されました。また、4月からは、軽度者、要支援のすべての要介護1のほとんどを、これまでの介護保険サービスから外し、通所系サービスを中心としたマネジメントを行う新予防給付が始まりました。

今回、見直し法案は、我が国がこれから迎える高齢社会のもとでの介護の社会化に逆行し、軽度者のサービス利用を制限し、施設入所者への利用者負担を大幅にふやし、高齢者とその家族の不安を増大させるものになっています。現在、介護保険を利用している高齢者の多くは、70歳代後半から80歳、90歳の高齢者で、多くは単身世帯であることと認知症をあわせ持っています。こうした方々から現行のサービスを奪うことは、生きる気力を奪いかねません。高齢者が安心して介護が受けられるよう、介護サービスに対する過重な負担の軽減と十分な基盤整備を強力に推進するため、下記の事項を求めます。

記。

1、介護保険料負担と、新たに創設されました地域支援事業等による、市町村介護保険財政への負担を解消するために、国の介護給付費負担金の割合を25%から50%に引き上げること。

2、制度改正に伴う施設入所者への居住費・食費の自己負担、並びに在宅サービス利用料負担を軽減するため、利用料負担軽減措置制度について、低所得者対策の拡充とあわせて、低所得者以外の軽減対策を国の制度として創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上、説明といたします。

議長（荒川泰宏君） 討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、意見書第1号について、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 意見書第1号野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書（案）について、反対の討論を行います。

本意見書案は昨年12月議会にも同様の趣旨で出されたものです。そのときにも言いましたように、私自身も、市民生活に密着した居住環境の整備による、安全で住みやすい快適なまちづくりを一層推進するために、本市における生活道路や地域道路の整備を促進することにつきましては、何ら異議があるものではありません。ありませんが、私はその推進方法について、道路財源を特定財源として推進することには賛同できないものであります。

本意見書案では、道路特定財源として道路整備の財源確保、また、地方への税源移譲も含め、その配分割合をふやすことを求めています。これらの主張はこれまで再三言っていますように、このような主張こそ、ひいては地方道路の整備を遅らせるものにつながるものと考えます。

ご承知のように、道路特定財源は年間約6兆円となっています。このような大きな財源ながら、特定財源であるがために、以前の議会でも言いましたように、道路公団の民営化と絡んで、不採算高速道路に新直轄方式を導入し、建設をし続けること、あるいは、本州四国連絡橋公団の膨大な債務返済を行うことなど、年間で約3兆円近くが投入されています。このような一例を見ましても、現特定財源制度のもとでは、無駄な公共事業の温床となっており、同時に巨額の税収を使い切るがための制度となっています。よって、ひいては、地方が望む地方道や生活道路の整備は二の次とされる結果となっているのであります。

よって、私は、地方が求める道路の整備促進を早期に推進するためにも、一般財源の中でこそこれが図られるものと考えます。同時に、今必要なことは、道路特定財源を一般財源化し、国民の福祉・暮らしの予算にすべきと考えます。

以上の理由によりまして、特定財源の堅持を求める内容の意見書案には賛同できないものであります。

議長（荒川泰宏君） 次に、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。

ただいま議題となっております、意見書第1号野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書（案）につきまして、賛成討論を申し上げます。

道路は住民の日常生活や経済活動を支える、もっとも基本的な社会資本であります。また、意見書にもございますように、活力あり、安心・安全なまちづくりの実現のためには、道路はその基本、基礎施設と言うべきものであり、今後とも計画的に整備し、また充実させていくことが重要であると考えます。

我が国の道路整備は、道路特定財源制度や、有料道路制度により、国民に多くの負担を求めながら、その整備が今日まで進められております。揮発油税、自動車重量税、石油・ガス税など、諸税は道路整備を緊急かつ計画的に進めるための安定的な財源を確保するために、受益者負担の考え方に基づいて、道路整備に充てることを条件に、道路利用者負担を求める目的税として創設されたものであります。

その財源は、今日まで高速道路や地方道に至る道路整備促進に関わる費用に充てられてまいりました。大きな効果をもたらしております。

今日、野洲市を取り巻く道路交通状況は、慢性的な渋滞の発生や、事故の多発など、憂慮すべきものがあり、これは自動車交通への依存度が高いのにもかかわらず、地域の交通を支える幹線道路の整備が立ち遅れていることが大きな原因の1つであります。住民の道路整備への期待は依然として大きなものがあり、一日も早く国道8号線バイパスなど、市内の懸案道路の整備を進めていく必要があると考えます。

私も道路を使用する1人として、道路整備の財源に充てることを目的に創設されました揮発油税等の道路特定財源をその趣旨どおり、全額道路整備に充当し、道路交通の安全と円滑化や生活環境の改善を図るため、日常生活の基盤である市町村道から、高規格幹線道路に至るまで、道路網を今後とも計画的に整備されることを強く要望いたします。

よって、今般出されております、野洲市民生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書案につきましては、賛成するものであります。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第2号について、第14番、中田幸子君。

14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

ただいま議題となっております意見書第2号医療制度の改善を求める意見書（案）について、反対討論をいたします。

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や、高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活の意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには医療構造改革が急務でございます。

このような状況を踏まえ、先の国会において成立されました医療制度改革法は、基本的な考え方として、1つは安心、信頼の医療の確保と予防の重視、2つ目は医療費適正化の総合的な推進、3つ目は超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を掲げ、医療制度が将来にわたり持続可能にするための構造改革を示したものでございます。

以上の前提をもとに、意見書に挙げられております4点についての意見を述べさせていただきます。

まず、第1点の国民・県・市町村に負担を強いる医療改革は行わないという点について

ですが、まず負担軽減の前提として医療費の軽減が必要ですが、医療費を前年度より減少させることは、高齢社会が進む中、不可能な状況にあります。今回、医療費適正化を進めるために、国民医療費の約30%を費やしている生活習慣病対策を各保険者に義務付ける等、画期的な取り組みが示されており、今後、これらの取り組みに対し、被保険者・被扶養者は積極的に参加し、健康増進に努め、結果的に医療費の増嵩を押さえ、国民負担の軽減につなげることが大切であります。したがって、今後、予防を重視した具体的な体制整備に向け、国に対し要望することが適正であると考えます。

次に、第2点目の高齢者の窓口負担や入院の自己負担、新たな高齢者医療保険制度などの創設等、高齢者に負担増を強くないことについてですが、先に申し上げましたとおり、我が国は世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展しております。このような状況を踏まえ、少子化対策として、現行は負担を2割に軽減している3歳未満を義務教育就学前に拡大し、子育て世代に配慮しつつ、一定所得のある高齢者に応分の負担を求めていることは、医療費の抑制にもつながることであり、やむを得ないものと考えます。また、新たな高齢者医療制度の創設については、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を構築し、中期的な医療費抑制とターミナルケアやホスピタルケア、そして在宅を重視し、一貫した対応が可能な主治医の普及などに配慮するなど、一定評価するものがございます。今後、2008年の開始に向け、十分な体制整備に努められることを期待するものでございます。

次に、3点目の高額医療費制度の自己負担限度額の引き上げについてでございますが、現役、高齢者ともに負担増になりますが、低所得者を除くことや、現在の還付制を今後は病院窓口で限度額だけ支払えばよいという方法を見直す予定になっております。先に申し上げましたとおり、医療費適正化のためにもやむを得ないものと考えます。

次に、第4点目の混合診療についてでございますが、この件については日本医師会等、さまざまな団体の論が出されております。主な論点では、混合診療を解禁すると、所得による医療格差が生じないかという点や、保険給付額の増大を招き保険財政を悪化させないかという点や、混合診療を解禁するのではなく、現在保険対象となっていない医療を保険適用させ、がんなどの生死にかかわる病気で保険適用外の有望な治療法を保険適用させるべきという点などがあります。現在、この混合診療については、現段階では反対するということではなく、今後、広く国民的論議が必要と考えております。

以上、超高齢社会を迎える我が国の将来に備え、国民が安心して良質の医療を受け、健

康な生活を送ることができる世界に誇れる医療制度の確実な堅持に向け、政府のさらなる研さんを期待し、反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第2号医療制度の改善を求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

今回、国会に上程されておりました医療制度の法案は、6月14日の参議院本会議で自民党、公明党の賛成多数で可決成立いたしました。日本共産党や民主党、社民党などは反対をいたしました。この法案の問題点を、幾つか述べさせていただきます。

まず第1点目は、70歳以上の高齢者の負担を引き上げ、70歳から74歳までの患者負担の1割から2割への引き上げ分だけで年間1,200億円、1人当たり年間2万円もの負担増になり、到底これは容認できるようなものではございません。

第2点目、保険のきかない医療を拡大する混合診療の本格的導入によって、保険のきかない医療が拡大し、所得の格差が治療の格差、命の格差となる危険を一層増大させます。保険のきく診療と保険のきかない診療を併用する混合診療は、必要な医療はすべて保険で行うという公的保険の大原則を崩すものであります。日本の医療を新たなもうけ口にしようとしているアメリカの保険会社、また医療業界の強い要求があることは、大臣も国会審議の中で「米国からいろいろ言ってきたことは事実」と認めました。なぜ、日米の保険会社や医療産業のもうけのために、国民の命や健康、国民皆保険制度が犠牲にならないのでしょうか。余りにも理不尽だと思います。

第3点目は、療養病床の6割削減でございます。療養病床を6年間で23万床も削減することが、地域の医療と介護に深刻な打撃となることであります。先取りとして、この7月から診療報酬改定で、療養病床の入院患者の半数を医療の必要性が低いと決めつけ、点数を大幅に引き下げ、文字どおり病院から追い出そうとしており、事態は切迫をいたしております。

第4点目は、75歳以上の後期高齢者医療保険制度の創設でございます。75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、滞納者から保険証を取り上げることまで法定化をいたしております。現役世代の保険料を現役向けと、そして高齢者向けに明的に区分することとも相まって、介護保険と同様に給付抑制につながるものであります。野洲市の対象者は3,380人いることが3月議会で明らかになっております。後期高齢者医療制度の創設は、65歳以上の透析患者など障害者や高齢者への医療給付を抑制し、憲法違反の差別医

療をもたらすものであり、断じて認めることはできません。医療を最も必要とする高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増が盛り込まれ、2008年4月から実施をされることになっております。

また、今回の法案では、検診のあり方を大きく変質をさせます。現在、老人保健制度に基づき、市町村が住民の検診に責任を持っていますが、この制度をなくして、健保組合など各保険者に検診を義務付けることになりました。検診を積極的に行うということ自体は必要ですが、市町村は国保加入者の検診の責任だけとなります。地域住民の検診の責任をなくすということは、公衆衛生の観点から見ても問題であります。

今年8月から実施されるのが70歳以上の方で、単身世帯で年収380万円以上、夫婦2人世帯で年収500万円以上の現役並みの所得がある方は、現在の2割が3割負担になります。この対象者は、野洲市で90人であることが3月議会で明らかになっています。この所得層の方は、今年4月からの介護保険料の引き上げで、野洲市では所得200万円以上の方は7万9,200円、夫婦で15万8,400円の介護保険料となりました。また、老年者控除の廃止や定率減税の半減で、所得税も住民税も増税になり、15万円以上の負担増となっています。高齢者から悲鳴が上がっています。なぜなら、現役並みの収入があるといっても、高齢になるほど、さまざまな病気を抱えており、医療費の負担が現在の2割でも大変な状況から3割になるということに対しての不安が広がっています。

このような大変な負担を求め、保険制度の大改定のこういった法案を、衆議院の委員会では審議打ち切りで十分な審議をせず、参議院に移ってから法案の中身を議論したような状況でした。審議中に、与党議員からも「欠陥法案だ」という声が出るほどでした。今回の意見書につきましては、既に法案は成立をいたしておりますが、実施が今年8月からとか、10月からとか、2008年4月からとか、いろいろな実施時期が決められており、実施をさせていけないためにも本意見書を採択し、国に意見書を上げるべきであります。

以上の理由で、賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第3号について、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 5番、奥村治男です。ただいま議題となっております意見書第3号介護保険制度の改善を求める意見書（案）について、反対討論をいたします。

昨年10月及び本年4月の介護保険制度改正の大きなねらいは、介護保険制度の持続可能なものとするためのものであります。そのための一環として、予防重視型の施策が展開されることになりました。ご承知のとおり、これから少子高齢化が加速し、介護保険を

じめとする各種の社会保障制度を維持しようとし、高齢者にも、特に経済的に許せる層につきましても、負担増を避けることのできない状況になっております。このような情勢の中で、意見書の第1点目の保険料負担と市町村負担の軽減を図るため、国の介護給付費用負担金の割合を25%から50%に引き上げることにつきましては、低所得者が多い高齢者層には負担が重いケースが少なくないこと、介護保険の保険者である市町村の負担が、その人口構造などからますます増嵩が予想され、市町村財政を圧迫しているという点では、その趣旨に一定賛意を表すものでありますが、その求める割合が実現不可能な負担増である点で賛同できるものではございません。現在、国庫負担金の割合が20%、調整交付金が標準で5%、合計で国の負担が実質25%となっております。しかし、調整交付金は、本市では所得階層等により4%程度と聞いております。5%に満たない分は、結局保険料でまかなうこととなっていることから、国に対しては国庫負担金を現行の20%から25%へ引き上げ、調整交付金は保険料負担の確保のための上乗せ分として措置するなどの要望をすることが現実的であると考えます。

次に、2点目の利用者負担の軽減措置への低所得者対策の拡充と、低所得者以外の軽減措置の創設につきましては、冒頭で述べました改正の趣旨から、その一環として居住費、食費の負担は施設利用者と在宅利用者の公平性を図る意味でも原則自己負担となり、低所得者には一定配慮された軽減措置が図られております。この改正により、高い段階では実質負担増となっているところではありますが、これは公平性の確保、保険料の増加の抑制の観点などからもやむを得ない面があると考えます。したがって、今般の改正の趣旨を踏まえ、例えば、第3期計画期間中など、一定の検証をする期間が必要かと思っておりますので、当面は現行でいくべきと判断しますので、この件についても反対するものであります。

介護保険を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、目先の状況だけでなく、将来を見据えた新予防給付など、今後、本市で取り組まれる総合的な高齢者施策により、少しでもより元気に暮らせる高齢者の割合が増加することに期待し、本意見書の反対討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 意見書第3号介護保険制度の改善を求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

昨年10月から、ホテルコストが導入されました。これまでの負担に対して、倍ぐらいになっています。所得が多い人はそのまま入所されておりますが、払えなくて退所という

状況も生まれています。また、ショートステイの回数を減らしたり、個室対応から4人部屋の対応に変え単価を抑えたりと、在宅介護でもさまざまなことをされておられます。今年4月から、新予防給付が始まりました。野洲市内の中でも、足が不自由でも何とか杖について歩ける人は自立ということで要支援になり、この新予防給付の対象になりました。貸与されていたベッドを返還しなくてはならないという事態になっております。地域支援事業ということで、市町村で包括支援センターを設置していますが、1人の保健師の負担がどんどんふえています。人をふやさなければなりません、これは介護保険料にはね返ってきます。この意見書にある、第1点目の国の負担割合を50%に引き上げるというのは、当然の願いではないでしょうか。介護保険制度が導入される前の老人保健法では、国の負担は50%でした。ここに、やはり戻していくべきだと思います。今、反対討論で現実的なのということで25%にし、そして調整交付金を上乗せ分ということをおっしゃいましたが、こういうものではなく、やはり老人保健法ができていた以前の段階に戻すべきだと考えています。

また、第2点目の施設入所やショートステイなどの利用者の食費と居住費の全額自己負担という状況に対して、低所得者が排除されないように対策と拡充は必要ですし、在宅介護の利用料の負担の軽減措置も所得に応じた負担にするなど、現在4段階の負担割合というのは不平等でございます。軽減対策を国の制度として創設することは当然であり、3年間待っていただける状況ではございません。高齢者が安心して介護を受けられるように、現段階で問題になっていることを改善を求める意見を、地方から上げていくべきであり、意見書採択に対しての賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第1号野洲市民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号医療制度の改善を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号介護保険制度の改善を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、防災防犯対策特別委員会調査報告について、報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

14番(中田幸子君) 第14番、中田幸子でございます。

6月定例会に先立ちまして、去る4月17日午前9時30分から、助役をはじめ関係部課長、湖南広域行政組合消防本部職員の出席を求め、第1回防災防犯対策特別委員会を開催いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

本委員会の所管事項は、防災対策及び防犯対策に関することでございますが、今回は、1、子どもの安全対策における現状と今後の対策について。2、地域防災計画案の概要について。3、防災行政無線の状況について。4、消防防災行政の現状と課題について。以上の4点について、執行部から詳細な説明を受け、質疑を行いました。論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、子どもの安全対策における現状と今後の対策についてでございますが、「不審者情報の共有の中で自治会長への連絡網はどうなっているのか」との質問に対し、「学校教育課、

生活安全室及び市民活動促進課で協議をしているが、現在のところ、直接自治会長への配信をするところまで至っていない。今後、生活安全課が配置されましたので、すべての防犯という面から、子どもからお年寄りまで、市民の安全をトータルに考える安全対策と情報の共有化の整備について検討し、対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「スポーツ少年団との情報の共有がどうなっているのか。また、安全マップは既に作成済みなのか。作成されているのなら、そういう団体にも提供できるのかどうか」との質問に対し、「スポーツ少年団等への指導については、昨年度、野洲市学校教育課としての安全管理マニュアルを作成し、市内の全校園に配付しました。今年度は、各校園ではそれに基づいて、既に作成されている危機管理マニュアルの見直しを図っていく。あわせて、スポーツ少年団等についても安全管理マニュアルの作成に向けて、自治体に向けて依頼していきたい。安全マップの提供については、各校園が実態に応じて作成し、保護者に提供している。より広く有効活用していくためには、子どもたちが学校以外の中で活動している団体にも活用していただけるようにしていきたい」との答弁でありました。

続いて、「地元警察との連携はどのようになっているのか。例えば、パトカーによる登下校時の巡回、警察官がスクールガードと一緒に立っていただくなどの要望は出しているのか。既に実施されているのか」との質問に対し、「密接に連携している各校園では、直接不審者等の情報が入りましたら、学校教育課とあわせて必ず各学区の駐在所等への連絡を入れてもらっている。それを受けて、学校教育課は守山警察署生活安全課と連携する。生活安全課に直接連絡が入った情報は、守山署の方から駐在所等に連絡をとってもらっている。パトロールも守山警察署へも依頼しており、昨年末、全国的に事件等が多発した時期及び市内で不審者の情報等が多く入ってきたときには、特に朝夕、強化的にパトロールをしてもらった」との答弁がありました。

次に、防災行政無線の状況についてでございますが、「非常用電源装置はついているのか。どれくらい時間もつものか。また、そういう装置がついていることを各自治会へ周知するのか」との質問に対し、「電源が切れて20時間もつ。今のところ、運用規程等についても完全なものができていないので、自治会長の会議で説明すると共に、広報でもお知らせしていきたい」との答弁でございました。

次に、「聴覚障害者のおられる家庭に設置されている文字表示装置が30台となっているが、台数設定の根拠はどうか。また、子局、すなわち拡声機からの受信が非常に困難な地域が出てきた場合、戸別受信機を希望すれば設置は可能なのか」との質問に対し、「聴

覚障害者の方には訪問をし、必要であるか、ないかの確認をさせていただき、その結果2台を設置した。また、戸別受信機については、机上ではあるが、昼と夜の試験放送の中で音が届く範囲を調査し、それに基づいて子局を建てている。子局の音が届かない場所については、戸別受信機を市の方で設置している。音が届く地域で戸別受信機を希望される方には、自己負担でお願いしたい」との答弁でありました。

最後に、消防防災行政の現状と課題についてですが、「非常時の指揮命令系統について、消防本部と東消防署の関係はどのように整理されているのか」との質問に対し、「例えば、管内で大規模な地震災害を想定して、消防本部では地震災害警備計画を策定している。警備本部は消防本部にし、各消防署には前進指揮所を設置することになっている。また、活動の場合には、各消防署が署隊運用で独自の対応をとることになっている」との答弁がありました。

続いて、会議終了後、AEDの使い方について研修を受けました。今回は第1回目でしたが、取り組みの現状についての報告を受けましたが、今後の活動といたしましては、要望や改善、提案をしていきたいと思っております。

以上、防災防犯対策特別委員会の結果報告といたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 平成18年第4回の野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本定例会は、去る6月8日に招集をさせていただき、本日に至るまで21日間ございました。提案をさせていただきました案件、条例関係6件、補正予算1件、工事請負契約1件、財産の交換1件、市道の認定1件、その他5件の合計15議案及び追加提案をさせていただきました工事請負契約3件を合わせ、合計18議案についてご審議をいただきましたが、全議案とも原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

各議案、並びに一般質問では、それぞれご意見やご提言を数多くいただきました。これらのご意見やご提言を尊重し、市政運営にあたってまいりたいと考えております。特に、学校給食センターの新築工事に関しまして、いろいろとご心配をいただいたところでございますが、こうしたご意見を踏まえ、衛生面に配慮した機能的な給食センターを完成させ、

待ち望まれている中学校の完全給食の実施に向け、万全を期したいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

一方、本議会で長年の懸案事項でございましたJR篠原駅の駅舎橋上化に関する調査費等、補正をお認めをいただいたところでございますが、これまでの粘り強い取り組みの成果がようやく実り、いよいよ現実のものとなってまいりました。大変喜ばしい限りであります。今後、周辺のまちづくりとの整合性を勘案し、議会を含め、地権者の皆さんや地元周辺地域のご意見を十分にお聞きしながら、事業を進めてまいりたいと思っております。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。議員の皆さんにおかれましては、健康には十分にご留意をいただきまして、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げますと共に、野洲市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦勞さんでございました。長期間のご審議、誠にありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） これをもって、平成18年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午前11時15分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年6月28日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 原田 薫

署名議員 田中 榮太郎